

背景

平成 24 年 3 月に策定した地球温暖化対策実行計画は、国の温暖化対策が不透明であったことから、暫定的（平成 26 年度までの 3 年間）に定めたものであるが、国のエネルギー政策及び地球温暖化対策計画の策定を受け、新たな計画を策定する。

基本的事項

計画対象：市域全体の計画（区域施策編）と市の事務事業に伴う計画

計画期間：平成 28 年度（2016）～平成 42 年度（2030）

基準年度：平成 25 年度（2013）及び平成 2 年度（1990）

目標年度：平成 42 年度（2030）

目標

温室効果ガス排出量：平成 42 年度時点で 25 年度比マイナス 13%

最終エネルギー消費量：平成 42 年度時点で 25 年度比マイナス 7%（「新計画での変更点」参照）

新計画での変更点

【産業部門目標の設定】

- ・ 国の地球温暖化対策計画において産業部門の目標を設定したため、市でも設定

【指標に最終エネルギー消費量を追加】

- ・ 温室効果ガス排出量は電源構成の影響（排出係数の変動）を受ける
- ・ 市民・事業者の取組み努力を適切に評価できる指標を新たに追加

【水素関連施策の導入】

- ・ 究極のクリーンエネルギーとして今後の利活用が期待される水素社会への取組みを推進

【適応策を位置づけ】

- ・ 地球温暖化による気候変動の影響によって発生する被害への対策や備えとして「適応策」を追加

主な施策

【事業者向け施策】

- ・ 新たに大規模事業者を対象とした温室効果ガス排出量報告制度を創設する
- ・ 国のネガワット取引市場創設を受け、積極的な普及拡大をはかる
- ・ 中小企業の省エネ支援として相談、情報提供体制を整備し、国の補助や市の融資等を用いて積極的に高効率機器の導入を促す 等

→事業者への働きかけの強化

【市民向け施策】

- ・ 家庭の省エネ診断、家電、住宅設備導入の省エネ化（補助）、温暖化防止キャンペーン等を活用し省エネ再エネの普及促進をはかる
- ・ 省エネルギー効果のある ZEH(ゼロエネルギーハウス)の導入促進をはかる 等

→地球温暖化対策地域協議会等との連携強化

【水素関連向け施策】

- ・ 家庭用燃料電池（補助実施中）、業務用燃料電池、FCV（燃料電池自動車）の普及促進をはかる
- ・ 水素関連事業者等による推進協議会の設置、市域の可能性調査、水素エネルギービジョンの策定 等

→本市の特性を踏まえ、施策を展開していく